

未利用材等活用システム構築支援事業

Q & A

目次

R 6. 2. 14作成

R 6. 2. 29追加

R 7. 2. 7 修正

Q & A 分類	項目
1. 補助事業全般	1－1～1－2
2. 補助申請	2－1～2－6
3. 活用計画	3－1～3－14
4. メニュー① サプライチェーンの立ち上げ及び初期の運営経費	4－1～4－2
5. メニュー② 新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費	5－1～5－10
6. メニュー③ 共同土場の利用に要する経費	6－1～6－6
7. メニュー④ 機械類のレンタル経費	7－1～7－2
8. メニュー⑤ 備品類購入経費	8－1
9. メニュー⑥ チップ受入施設の改修経費	9－1
10. メニュー⑦ その他（ICTを活用した流通システムの導入経費等）	10－1

●改訂履歴

年月日	改訂内容
R 6. 2. 14	作成
R 6. 2. 29	追加：3-13～14、5-8～10、3-8,9 一部追記
R 7. 2. 7	修正：5-1、5-8

1. 補助事業全般

実施要領第2 関係【補助対象事業】

Q 1 - 1	補助の対象となる事業はどのような事業か？
---------	----------------------

A：木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムとして信頼関係のあるサプライチェーンを構築することにより、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進めることを目的とした事業になります。

具体的には別表1に記載している以下の事業内容が対象となります。

- ① サプライチェーンの立上げ及び初期の運営（関係者の打合せ等）経費
- ② 新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費
- ③ 共同土場の利用に要する経費
- ④ 機械類のレンタル経費
- ⑤ 備品類購入経費
- ⑥ チップ受入施設の改修経費
- ⑦ その他（ICTを活用した流通システムの導入経費等）

ただし、前記に関わらず下記の事業は対象事業としません。

- ① 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- ② 国又は県が出資する財団法人等から助成金を受けた事業
- ③ 宗教的活動に関する事業
- ④ 政治的活動に関する事業
- ⑤ 公序良俗に反する事業

実施要領第3関係【補助事業者】

Q 1 - 2	補助事業に応募できる者は誰か？
---------	-----------------

A：民間事業者・団体等であり、具体的な事業主体は別表 1 のとおりです。なお、国又は地方公共団体は対象になりません。

なお、事業主体は、事業実施後 3 年間は活用計画に沿って未利用材を含めた森林資源の活用を実施・検討する旨の協定をあらかじめ活用計画の参画者同士で結ぶことが必要です。

ただし、次に掲げる者は対象になりません。

- ①暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体であること
- ②政治的な活動及び宗教活動を目的とする団体であること

2. 補助申請

Q 2 - 1	申請は県庁に直接提出するのか？
---------	-----------------

A：申請は以下の県庁の担当まで提出をお願いします。本事業は、地域振興局間をまたぐ場合が想定されることから、申請事務は県庁で行うこととしています。なお、事業の技術的指導については地域振興局林務課でも行っていますのでご相談ください。

- (1) 活用計画 県庁林務部県産材利用推進室
- (2) 事業種目①～③ 県庁林務部県産材利用推進室
- (3) 事業種目④～⑦ 県庁林務部信州の木活用課（林業経営支援係）

Q 2 - 2	活用計画承認後、例えば素材生産業者が新たに加わり補助事業を受けることは可能か？
---------	---

A：活用計画で承認していない事業者が補助事業を受けることはできません。

Q 2 - 3	1つの計画の中で個々の事業体が事業主体として補助事業を進めることになるが、補助金交付決定、確定及び支払いなどについても個々の状況で行われるのか（終わった順に支払い等してもらえるのか）。
---------	--

A：活用計画承認後の補助事業の申請は、個々の補助事業者で申請をすることになるため、補助金の交付決定、額の確定及び支払いも、個々の事業体ごとに行われることとなります。

なお、メニュー①サプライチェーンの立ち上げ及び初期の運営経費は活用計画を提出する事業主体のうち代表となる事業者しか申請することはできません。また、メニューごとで申請する県庁の担当先が異なるためご留意願います。

Q 2 - 4	事業実施後、事業費の変更により増額が発生した場合は対応可能か？また、事業費の変更により減額することは可能か？
---------	--

A：活用計画で承認された補助金額（最大 20,000 千円）を超えない範囲（ただし予算状況による）であれば補助金額の増減額の対応は可能です。なお、申請については要領に沿って事務処理をお願いします。

Q 2 - 5	補助事業の実施について、止むを得ず繰越しすることは可能か？
---------	-------------------------------

A：繰越しすることはできません（要領では繰越について明記していますが、財源が R 5 年度予算のため繰越しすることはできません）。補助事業の実施については、R 6 年度内に完了することを前提に事業を実施してください。

Q 2 - 6	補助対象事業者に木材を活用する需要者(発電事業者等)とありますが、発電事業者に FIT 法が適用されている発電事業者も含めてよいのか。 含まれる場合、固定買取(国民負担)と今般の事業による補助との関係はどのように整理すればよいのか。
---------	---

A：未利用材等活用システム構築支援事業は、県内の林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進める目的として、川上から川中、川下までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムとして信頼関係のあるサプライチェーンの構築をするための取組みに対する必要な整備について補助するものです。

今まで末木枝条、タンコ口等の受入れに消極的であった発電所等の需要者が一連の取組の中で、県内の林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を推進させる目的に資するものであれば、末木枝条・タンコ口等の受入れに資するものに限定した上で、受け入れを試行する発電事業者も補助対象者としてとすることができるとしています（特に発電事業者に対して補助する事業ではありません）。ただし、施設を対象とした補助については、固定価格買取制度の認定対象外の施設に限ります。

3. 活用計画

実施要領第 4 関係【活用計画】

Q 3 - 1	補助金交付申請を行うにあたって必要な手続きは？
---------	-------------------------

A：事業の実施にあたっては、あらかじめ未利用材等活用システム計画（以下「活用計画」という。）を提出し、その承認を受ける必要があります。承認されない活用計画に基づく補助金交付申請は対象になりません。

実施要領第4関係【活用計画】

Q 3-2	活用計画とはどういったものか？
-------	-----------------

A：本事業を実施する上で、新たな取組みとして実施するための事業構想です。要領様式1号に基づき、どのような事業者の中で、どういったスキームで新たな取組をするかということを実体的に記載し提出してください。

具体的に説明できるよう、添付資料（様式は任意）等を活用しながら活用計画を作成してください。

なお、「サプライチェーンの立上げ及び初期の運営（関係者の打合せ等）経費」についての項目は、経費の有無に係わらず必ず記載してください。

実施要領第4関係【活用計画】

Q 3-3	新たな取組みとはどういったものか？
-------	-------------------

A：木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムとして信頼関係のあるサプライチェーンを構築することにより、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進めることを目的として新たに参画する事業者間で取り組むものが対象となります。

他の事業者が行っている既存の取組みであっても、今回新たな事業者間で行う場合は新たな取組みとすることは可能です。

実施要領第4関係【活用計画】

Q 3-4	活用計画は1者で申請することは可能か？
-------	---------------------

A：1者での申請はできません。活用計画は、2事業体以上で構成してください。また、参画事業体のうち1事業体は川上の素材生産事業者等を構成員に含めてください。

実施要領第4関係【活用計画】

Q 3-5	1計画の補助金上限 20,000 千円の定義は？
-------	--------------------------

A：1計画で申請できる補助金の総額が 20,000 千円以内という意味です。

実施要領第4関係【活用計画】

Q 3-6	複数の活用計画に参画することは可能か？複数の活用計画で補助金の申請を受けることは可能か？
-------	--

A：複数の活用計画に参画することは可能です。ただし、補助金の申請については、いずれかの1計画においてのみとし、他の活用計画では参画のみ可能としています。

実施要領第 4 関係【活用計画】

Q 3 - 7	県外のバイオマス発電に供給する取組も対象となるか？
---------	---------------------------

A：対象外です。県内で消費することを目的とした計画が対象となります。

実施要領第 4 関係【活用計画】

Q 3 - 8	林地残材を含めた未利用木質資源等の活用について、未利用材はどの程度活用する計画であればよいのか？
---------	--

A：計画で活用しようとする木質資源のうち、過半は未利用材等を利用する目的として計画し、実施するよう努めてください。なお、未利用材とは、林地残材等のいわゆる D 材です。

実施要領第 4 関係【活用計画】

Q 3 - 9	計画承認後に参画事業体を追加することは可能か。
---------	-------------------------

A：追加することはできません。

なお、補助事業を受けるにあたって追加することはできないという意味であり、補助対象外の取組の中で、参画事業体の追加を妨げているものではありません。

実施要領第 4 関係【活用計画】

Q 3 - 10	市町村は活用計画に参画することは可能か。
----------	----------------------

A：本事業の補助対象事業者は、民間事業者・団体等（国又は地方公共団体を除く）としています。

一方で、活用計画を計画するにあたって、参画事業体として必要であれば市町村等も含めることは排除しません。ただし、補助事業の申請の対象外となりますのでご留意願います。

実施要領第 4 関係【活用計画】

Q 3 - 11	活用計画書に「森林資源取扱量の目標」欄があるが、未達成となった場合にペナルティ等はあるか。
----------	---

A：本事業は、新たな取組みを支援することが目的の事業であり、実績値が目標値を下回る場合であっても特段のペナルティはありません。

ただし、本事業は、林地残材等未利用材を含めた森林資源の新たな活用法を検討するための支援事業であり、今後の事業展開等の検討にあたり、本事業の成果等を検証する必要があります。そのため、要領第 17 のとおり、本事業の実績等資料提供等の依頼があった場合は、協力しなければならないこととなっています（長野県が別途委託した調査会社等から調査する場合も、同様です）。

実施要領第4関係【活用計画】

Q 3-12	国有林からの材の供給・搬出する取組みも活用計画に反映させることはできるか。
--------	---------------------------------------

A：民有林の中での取組みを想定していることから、活用計画の対象外とします。

実施要領第4関係【活用計画】

Q 3-13	要領第3に規定されている協定書は、活用計画提出時点で締結している必要があるか。 また、協定書の締結方法は連名か、それとも代表者が個別で締結してもよいか。また、締結者は代表者でなければならないか。
--------	--

A：本事業は、川上から川下までの関係者が連携して新たな活用システムを構築することを前提としているため、活用計画の提出時点までには、活用計画で予定している参画事業者間で協定者の締結をお願いします。

協定書の様式は任意としていますので、事業実施後3年間は活用計画に沿って未利用材を含めた森林資源の活用を実施・検討する旨の他、参考様式に沿って作成いただければと思います。

参画者間で合意形成していることが分かれば、連名か個別か等の締結方法は問いません。また、締結者は事業体の代表者を基本としますが、事業体内の責任者が締結しても可能とします。ただし、あくまでも協定書は事業体として合意したということになります（仮締結の意味ではありません）。締結にあたっては留意願います。

実施要領第4関係【活用計画】

Q 3-14	要領様式第1号の5の（2）における事業主体の所在地はどこを記載すればよいのか。
--------	---

A：事業主体の会社の所在地を記載してください。営業所がある場合は、営業所の所在地を記載してください。

4. メニュー①サプライチェーンの立ち上げ及び初期の運営経費

メニュー①：サプライチェーンの立ち上げ及び初期の運営経費

Q 4-1	サプライチェーンの立ち上げ及び初期の運営経費の上限の定義は？活用計画承認後、事業実施の段階で事業費が増となった場合、運営経費を増やすことは可能か？
-------	---

A：運営経費の上限の定義は、あくまで活用計画承認時点の事業費で算定するものとしてください（変更はできません）。

メニュー①：サプライチェーンの立ち上げ及び初期の運営経費

Q 4 - 2	取組を進めるために必要な、初期の運営に係る人件費は対象となるか。
---------	----------------------------------

A：事業者の人件費を対象とすることはできません。活用計画に基づく、関係者間の打合せに係る会議費用に係る経費を対象とします。

5. メニュー②新たに取組む未利用材等の運搬等に係る経費

メニュー②：新たに取組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5 - 1	運搬経費の補助対象は、D材のみが対象か。
---------	----------------------

A：補助対象とする経費の過半は、D材の運搬を対象としてください。

なお、樹種転換や、主伐搬出後の残材等、C材（曲がり材）等でも市場価値の低いものとして判断される場合はこの限りではありません。

メニュー②：新たに取組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5 - 2	素材生産現場→中間土場（素材生産業者が運搬）、中間土場→活用施設（需要者が運搬）といったように、複数の者が運搬するケースは、どのような申請方法が考えられるか。
---------	---

A：補助事業の申請は、活用計画の承認後、事業者が個々で申請することとなります。原木等の運搬は、最終目的地である川下（需要者）に行くまでの、一事業者が運搬する同一の原木等に係る経費を最大 1,000 円/t を上限に補助するものとします。なお、中間土場にいったん運搬し、チップ化した後、さらに川下までへ運搬する場合等も想定されます。運搬事業者が異なる場合は、それぞれの事業者で申請することは可能ですが、同一の運搬事業者であれば、一連の経路全てが運搬対象経路となり、起点ごとで分けて申請しても、補助金額の上限は 1,000 円/t となります。

メニュー②：新たに取組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5 - 3	林地残材有効活用推進支援事業との両方の補助の申請は可能か。
---------	-------------------------------

A：林地残材有効活用推進支援事業（以下、林地残材搬出事業という。）で搬出した林地残材も補助の対象とすることは可能です。ただし、メニュー②は、運搬量の概ね過半を林地残材（枝条、梢端、根本（タンコロ）、伐根）として努める規定の一方で、林地残材搬出事業は、搬出量の概ね過半は枝条として努める規定のため、両事業が求める林地残材の内容に違いがあることに留意した上で申請してください。

なお、申請にあたっては補助対象の経路が重複しないよう整理の上、申請する必要があります（重複することが判明した場合は補助金返還の可能性あります）。

メニュー②：新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5 - 4	運搬経費は、県外の需要者に対する運搬も支援対象となるか。
---------	------------------------------

A：最終需要者は県内の事業者を想定しており、県外の需要者に対しての運搬は補助の対象となりません。

メニュー②：新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5 - 5	県外の森林から搬出された木材は支援の対象となるのか。
---------	----------------------------

A：対象となりません。

メニュー②：新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5 - 6	要領別表 1 の②の補助要件に「計画に沿った経路で運搬されていることが証明できること」とあるが、どのような方法で証明するのか。
---------	---

A：原則として、活用計画に沿って運搬するものが補助の対象となります。そのため、活用計画において運搬する経路がわかるフロー図を作成し、それに基づく運搬先への伝票等をもって運搬量の確認を行い補助金の交付を行うことを想定しています。

メニュー②：新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5 - 7	国有林から搬出した材の運搬は対象になるのか。
---------	------------------------

A：民有林での取組の中での支援として想定していますので、対象になりません。

メニュー②：新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5 - 8	別表 1 の補助要件に記載されている、「未利用材等」の定義はいかに。
---------	------------------------------------

A：森林資源として今まで活用が進んでいなかった枝条、梢端、根本、伐根等の林地残材を想定しています。主に D 材等を想定しています。

メニュー②：新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5 - 9	運搬補助の対象となるものは、間伐材等由来の木質バイオマスだけか。
---------	----------------------------------

A：長野県内の森林から生産される原木、山土場等集積されている林地残材等の未利用木質資源であれば、間伐材等由来の木質バイオマスだけでなく、一般木質バイオマスも対象になります。本事業においては、地域で活用されにくかった林地残材等の活用を主な目的としているため、木質バイオマス発電所へ供給する中での、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの区別はありません。ただし、各木質バイオマス発電所において受け入れる基準がありますので、予め調整の上申請願います。

メニュー②：新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費

Q 5-10	運搬補助の対象となるものは、森林経営計画の対象森林でないとダメか。
--------	-----------------------------------

A：森林経営計画の対象森林以外の森林でも、補助の対象とすることは可能です。なお、要領には記載していませんが、今後計画的に森林整備を進めていくためにも、森林経営計画の対象森林するようご検討をお願いします。

6. メニュー③共同土場の利用に要する経費

メニュー③：共同土場の利用に要する経費

Q 6-1	共同土場の利用に要する経費は、共同土場の用地取得経費も補助の対象となるか。
-------	---------------------------------------

A：用地取得にかかる経費は補助対象としません。（補助対象期間中の使用土場の借上経費は補助対象とします。）

メニュー③：共同土場の利用に要する経費

Q 6-2	土地所有者から賃借して実施する場合、対象となる賃借料は補助金交付決定後の「賃借契約締結」を始期として補助対象として良いのか、それとも敷砂利や舗装などが全て完了し土場として供用開始となった以降の賃借を補助対象にしなければならないか。
-------	---

A：計画補助事業であるため、事業着手は交付決定後となります。そのため、土地の賃貸契約を結ぶ場合は、交付決定後に契約を締結するものが補助の対象となります。なお、本事業は、要領第6により早期着手をすることは可能ですので、早期着手の手続きを行えば交付決定前着手は可能です。

また、本事業は、新たな取組みとして実施するための支援であるため、敷砂利や舗装など整備をする前提として、予め土地の賃貸契約を結ぶ必要があれば、敷砂利や舗装等の整備が完了しなくとも補助の対象とすることは可能です。

メニュー③：共同土場の利用に要する経費

Q 6-3	要領別表1に「2年間以上、計画に位置付けられた者が共同して使用するものとする」となるが、2年間分の賃料が補助対象となるか。それとも事業実施期間中（令和6年度中）の賃料のみ補助の対象となるのか。
-------	--

A：令和6年度中の取組みとして補助しているものであり、土地の賃貸に対する補助の対象期間は令和6年度中が対象になります。

（なお、実績報告を提出し、補助金の確定までを令和6年度中に完了することが前提であるため、賃貸の場合は令和6年3月31日までが補助対象とならない可能性があります。）

メニュー③：共同土場の利用に要する経費

Q 6 - 4	共同土場の利用に要する経費の内、使用土場を管理するために必要な備品類の購入及び設置経費とはどのようなものを想定しているか。
---------	---

A：使用土場の管理に必要な移動式トラックスケール等の購入、現場事務所や侵入防止柵の設置等を想定しています。また、使用土場は一時的利用を前提とするため、工作物等の設置については基礎工事が不要な簡易なものを想定しています。

メニュー③：共同土場の利用に要する経費

Q 6 - 5	土場の運営に係る保険料は補助の対象となるか。
---------	------------------------

A：保険料は対象になりません。事業者の運営に係る経費は補助の対象外とします。

メニュー③：共同土場の利用に要する経費

Q 6 - 6	今後継続的な利用を見込んでアスファルト舗装や建屋は補助の対象になるのか。また、移動式トラックスケールではなく埋め込み式のトラックスケールも補助の対象とすることはできるか。
---------	---

A：今回の事業は、新たな取組みを始めるための初期費用の支援です。そのため、一時的な利用を目的として利用する経費に対し補助することを想定しています。

一方で、共同土場の利用については、本事業終了後もある程度数年間継続的に利用していくことを前提としており、その目的を達成するため、ある程度恒久的な使用としてアスファルト舗装や埋め込み式トラックスケール等が必要であるという場合は補助の対象とすることは可能です。ただし、建屋やコンクリート舗装のように耐用年数が長いものは補助の対象としません。

なお、舗装や埋め込み式トラックスケールなど施設を補助対象とした場合、要領第 13 により耐用年数に相当する期間までは、補助の目的に沿った事業運営が必要であり、違反すると補助金返還の可能性が生じることとなります。

また、事業費が過大となっても補助金額の上限は 1 事業者最大 20,000 千円となります。

7. メニュー④機械類のレンタル経費

メニュー④機械類のレンタル経費

Q 7 - 1	レンタルの対象となる機械について、山側のどこまで認められるか。例えば、素材生産に必要なフォワーダのレンタルは対象としてよいのか。
---------	--

A：伐採現場から山土場までの林地残材の搬出経費は既存事業「林地残材有効活用推進支援事業」の支援対象であることから、本事業による支援対象はサプライチェーンにおける「山土場」から「木質資源活用施設」間の運材・破碎等に必要な機械類のレンタル経費とします。

メニュー④機械類のレンタル経費

Q 7-2	木材破砕機などレンタル会社の所有台数が少ない機械について、他社の機械を一時的に借りる場合の経費は対象となるか。
-------	---

A：サプライチェーンを構成する計画作成者間の機械の貸し借りに要する経費は支援対象として認めません（一連のサプライチェーン内で完結する経費であるため）。但し、計画作成者以外他社からの貸し借りに係る経費は、その経費の根拠が明確なものに限りレンタル経費として支援対象とすることができます。

8. メニュー⑤備品類購入経費

メニュー⑤：備品類購入経費

Q 8-1	備品類購入経費とは どのようなものを想定しているのか。
-------	-----------------------------

A：サプライチェーンにおける「山土場」から「木質資源活用施設」間の運材・破砕等に必要な備品とし、アームロール車用チップ運搬コンテナ、チップ選別用ふるい機、枝処理用小型チップパー、機械類掃除用ブロア等を想定しています。なお、各種自動車類、林業機械等で国庫補助の対象となる機械類は補助の対象外とします。

また、中古品についても補助対象としますが、販売者が新品と同程度の耐用を証明し、購入価格は競争入札などにより正当に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものに限りします。

9. メニュー⑥チップ受入施設の改修経費

メニュー⑥：チップ受入施設の改修経費

Q 9-1	チップ受入施設の改修経費とは、どのようなものを想定しているのか。
-------	----------------------------------

A：チップ品質管理に必要な透湿防水シートの設置、チップヤードの改修（整地等）、ピンチップを燃料利用するための発電所等のホッパー投入口や燃料搬送経路の部分的な改修等を想定しています。なお、発電施設の部分的な改修を行う場合、補助対象となる施設の考え方はQ 2-6を参照して下さい。

10. メニュー⑦その他（ICTを活用した流通システムの導入経費等）

メニュー⑦：その他（ICTを活用した流通システムの導入経費等）

Q10-1	その他の経費とはどのようなものが対象となるか。
-------	-------------------------

A：効率的なサプライチェーンの運営に必要な各種ICT機器の外、新たな取組に必要となる機械器具類の内、部長が認めたものが対象となります。